

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市における人口の現状は、日本全体で人口が減少していく中で、本市でも同様に減少が始まっている。少子高齢化が進行している。

また、本市の地域産業は、“やきもの”の生産に関する技術を活かして、様々な副次産業を生み出し、多面的な産業構造を構築することで、地域経済の成長を支えてきたという特長があるが、本市の製造業における事業所数・従業者数・製造品出荷額をみると、窯業・土石製品製造業が全体に占める割合は、事業所数では4割を超えるものの、従業者数では約2割となっており、製造品出荷額等では約1割となっている。

現在、市内の企業団地には様々な分野の企業が進出し、製造品出荷額等の構成比では、電気機械器具、金属製品、業務用機械器具等の製造業の合計が約7割と半数以上を占めており、本市全体の製造品出荷額等は4,500億円を超える等、ものづくりのまちとして発展を続けている。

こうした現状認識のもと、産業支援・交流の拠点として「産業支援センターせと」を開設し、新事業展開、販路開拓、技術、知的財産などの専門知識と経験を有するコーディネーター6人体制で、補助金活用に係るアドバイスの実施や、企業訪問による案件発掘及びフォローアップ、支援機関へのコーディネートなど、市内事業者の経営課題に応じて的確に対応している。

しかしながら、現在、域内の中小企業は、人材の確保に苦戦し、さらに後継者不足等の課題にも直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況にある。

##### (2) 目標

このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援し、多種多様な製造業を中心とする地域産業の活性化を目指す。

したがって、本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市における事業者が作成する先端設備等導入計画の認定件数が、計画期間内で30件以上になることを目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、多種多様な製造業を中心とする地域産業が支えており、サービス業等を含め、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、域内の中央を流れる瀬戸川に沿い、本市と名古屋市を結ぶ名鉄瀬戸線を中心に市街地が形成され、駅周辺、川沿い、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、多種多様な製造業を中心とする地域産業が支えており、サービス業等も含め、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では市内企業の人手不足に対応した事業基盤及び労働環境の構築並びに事業承継環境の整備を図ることによる地域産業の活性化を目標としているため、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 地域の特性への配慮

商工会議所や地域金融機関等の認定支援機関と十分に協議し、本市の地域の状況及び特色等を踏まえ、地域の特性に配慮する。

(2) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(3) 地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。